

# 香取市国際化推進ボランティア募集

香取市国際交流協会では、香取市における国際交流事業の推進を図るため、次の4つの分野でボランティアとして活動していただける方を募集しています。

申し込みは、「**香取市国際化推進ボランティア登録申込書**」を、香取市国際交流協会事務局へお持ちいただくか、ファクスでお願いします。

たくさんの方の登録をお待ちしています。

## 1. ホストファミリー分野

- (ア) ホームステイ…外国人を家庭に招待し、寝食を共にする中で普段の家庭生活を体験する機会を通じて相互理解と交流を深めるもの
- (イ) ホームビジット…外国人を家庭に招待し、普段の家庭生活に触れる機会を通じて相互理解と交流を深めるもので、宿泊を伴わないもの

## 2. 語学分野

- (ア) 通訳
- (イ) ガイド
- (ウ) 翻訳

## 3. 日本の伝統文化紹介・指導分野

- (ア) 日本の伝統文化（華道、茶道、日本舞踊、書道、着付け等）
- (イ) 地域の伝統工芸
- (ウ) 武道（柔道、剣道、空手、弓道、合気道等）
- (エ) 日本語教室

## 4. 観光案内介助

香取市国際交流協会 会長 木内志郎

**申込・問い合わせ**…香取市国際交流協会事務局

〒287 - 8501 香取市佐原口 2 1 2 7

香取市役所市民協働課内

TEL 0478-50-1206

FAX 0478-52-4566

## 香取市国際化推進 ボランティア登録制度要綱

(趣旨)

第1条 国際交流事業にボランティアとして積極的に参加する市民等に活動の場を提供するとともに、香取市における国際交流事業の推進を図るために香取市国際交流協会（以下協会という。）に「国際化推進ボランティア制度」（以下ボランティア登録制度という。）を設置することとし、その運営について必要な事項を定める。

(登録分野)

第2条 ボランティアとして登録できる分野は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ホストファミリー分野

(ア) ホームステイ

外国人を家庭に招待し、寝食を共にする中で普段の家庭生活を体験する機会を通じて相互理解と交流を深めるもの

(イ) ホームビジット

外国人を家庭に招待し、普段の家庭生活に触れる機会を通じて相互理解と交流を深めるもので、宿泊を伴わないもの

(2) 語学分野

(ア) 通訳

(イ) ガイド

(ウ) 翻訳

(3) 日本の伝統文化紹介・指導分野

(ア) 日本の伝統文化（華道、茶道、日本舞踊、書道、着付け等）

(イ) 地域の伝統工芸

(ウ) 武道（柔道、剣道、空手、弓道、合気道等）

(エ) 日本語教室

(4) 観光案内介助

(申込み資格)

第3条 ボランティア登録制度へ登録できる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) ボランティア制度の趣旨を理解した熱意のある個人及び団体。

(2) ホームステイの登録をする者は家族の同意を得ていること。

(3) 伝統文化の紹介・指導を希望する者は指導者としての資格を所持ないし指導経験があること。

(申込み及び登録)

第4条 ボランティア登録制度への登録希望者は、別に定める様式により申し込むものとする。こ

の場合において登録希望者は複数の分野にわたって登録できるものとする。

(登録期間)

第5条 ボランティアの登録期間は3年（登録申請を受け取った日から翌々年度の末日まで）以内とする。

(登録の抹消)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、会長は登録を取消することができるものとする。

(1) 登録者本人から登録取消の申出があったとき。

(2) 登録者が死亡したとき。

(3) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。

(4) 連絡不可能となったとき。

(費用の負担)

第7条 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。ただし、交通費、並びに伝統文化紹介・指導等に係る材料費及びその他実費等については、ボランティアを依頼する者（以下依頼者という）が負担するものとする。

(ボランティア依頼手続き)

第8条 依頼者は、別に定める申し込み書により、原則3週間前までに事務局に申し込むものとする。

2 事務局は、申込書を審査の上、登録リストから該当分野の登録者を紹介する。なお、依頼者は、紹介された登録者と原則として直接交渉するものとする。

3 依頼者は、事業実施に当たり依頼を承諾した登録者についてボランティア保険に加入するものとする。

4 第2項の依頼を承諾した登録者は、事業終了後、別に定める活動報告書を提出するものとする。

(事務局)

第9条 ボランティア登録制度の事務局は、協会において行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月29日から施行する。

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。